



40号

2016年10月29日



親子ネット代表 ご挨拶 佐々木 昇 (仮) 親子断絶防止法成立は喫緊の課題

引き続き、今期も親子ネット代表を務めさせて頂くこととなりました。

1. 立法府にて

2015年度は、親子断絶防止議員連盟の保岡会長、馳事務局長（元文部科学大臣）他、多くの国会議員の先生方および秘書、関係者の皆様の多大なご尽力と、当事者団体としての全国連絡会（親子ネット所属）の奮闘により、5月10日には議連総会にて（仮称）親子断絶防止法の骨子案が、8月25日には具体的な条文案が発表され、秋の臨時国会への法案提出が待たれる状況です。親子ネットでも法案成立に向け、全国連絡会と協働し、国会議員の先生方へ陳情し、意見を具申させて頂きました。2016年度は、日本の家族法が大きく変わる転換期になることでしょう。

2. 司法にて

2016年3月29日には、千葉家裁松戸支部において、親権決定に「フレンドリーペアレントルール」を明確に採用した判決が下されました。日本の裁判所は親権者を決定するにあたり、「監護の継続性」をことさら重視し、現に監護をしている親に親権を与えてきました。そのため、離婚を考える親が、離婚後の親権を得るために、片親に無断で子どもを連れ去り別居し、引き離してしまう事例が多発しています。また単独親権ですから、裁判では「相手方が親権者として如何に不適切であるか」を主張しあうことになります。こうして、両親の葛藤は益々高まります。今回のフレンドリー・ペアレントルールによる親権者決定判決が、高裁でも支持され、親子断絶防止法（仮称）が成立し、両親が互いに「子どもの健全な発育のために何ができるのか？」を主張をし合うことが、日本の司法に定着することにつながることを願っています。

3. 行政（地方自治体）にて

明石市では、子どもの最善の利益の実現のため「子ども養育合意書」「子ども養育プラン」「養育手帳」などを配布し、相談体制の充実化のため、専門相談員による子ども養育相談のための窓口設置、離婚前講座（子ども養育ガイダンス）の実施など、先進的な取り組みを実施しています。これまで、親子ネット及び全国の当事者団体、個人などが全国の地方議会に請願・陳情した成果として、『別居・離婚後の親子の面会交流の法制化と支援を求める意見書』や『離婚後の共同親権・共同監護の法制化を求める意見書』等が、多くの地方議会から国に提出されています。

2015年度に入り、千葉県柏市、千葉県松戸市、東京都世田谷区、長野県大田市、千葉県印西市、栃木県塩谷市、埼玉県新座市、埼玉県富士見市など、着実にその数を増やしています。柏市などは、HPでも確認できますが、首都圏の自治体で初めて、明石市の書式を使った「子どもの養育に関する合意書」などの配布を始めました。これも、親子ネットおよび会員の皆様と一体となった活動の具体的な成果の現れです。

4. これから

2015年度は上記のように確実な成果をあげた年となりましたが、まだまだ、道半ばではあります。「子どもの最善の利益」を実現するための親子断絶防止法成立→家裁での運用状況の調査→共同親権、その他、自治体での各種取り組みの促進など、まだまだやるべきことは山積みです。また、反対運動も根強いものがあります。しかしながら、運営委員と会員の皆様、協力者の皆様の具体的な行動で歴史は変わりつつあります。今後も、引き続きご協力をお願いいたします。

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: <http://oyakonet.org>

会員 入会金 500円 年会費 2,000円

親子ネット口座 ジャパンネット銀行 すずめ支店 店番号 002 普通預金 口座番号 4794211

口座名義人

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

(オヤコノメンカイコウリュウラジツゲンズルゼンコクネットワーク)

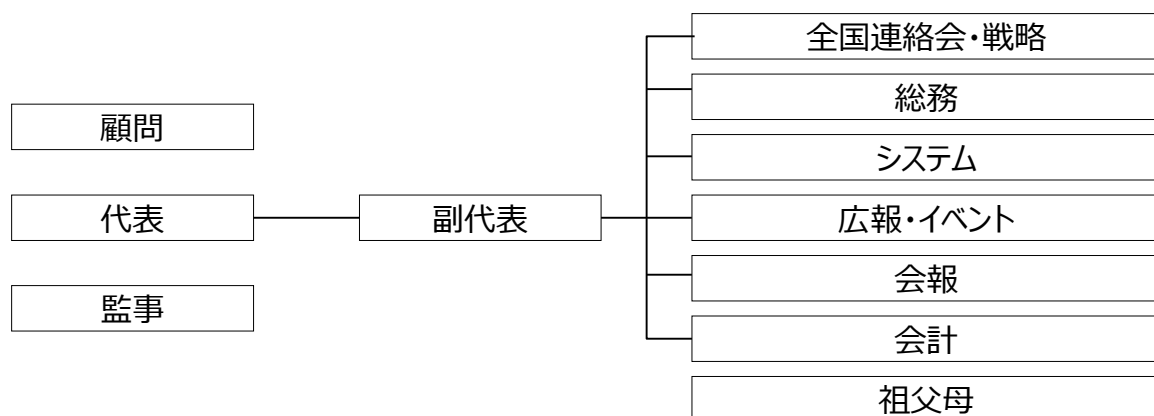


親子ネットの目的

- ◆ 本会は、別居または離婚後の親子が自然に会える社会となるよう、別居・離婚後の親子交流を促進する民法の改正、その実効性を担保する関連法案の成立や公的支援制度の確率を目指します。
- ◆ 「共同養育」、「共同監護」、「共同親責任」は、離別後の自然な親子交流を担保する重要な概念であり、単独親権制度からの移行を求めています。



親子ネット運営委員会 組織図



代表 : 佐々木 昇
副代表 : 眞有 浩一、平久保 善之
監事 : 片 哲也
顧問 : 青木 聡 (大正大学 教授、臨床心理士)
コリンP.A.ジョーンズ (同志社大学法科大学院 教授)
運営委員 : 23名 (会社員など)

親子ネット副代表・監事・ご挨拶

【副代表：眞有 浩一】

今期も引き続き、副代表という大役を仰せつかりました。親子ネットも設立9年目を迎えます。これまで、多くの方々の献身的な努力により、私たちの直面する問題は少しずつ認知されてきてはいますが、それでも世間一般の方々への認知度はまだまだです。今後も我々一人一人の行動、発言が問題解決に対してとても大切になります。今期も会員の皆様方のご支援を頂きながら、活動して参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【副代表：平久保 善之】

昨年に続き、副代表を務めさせていただきます。一日も早く親子の断絶が無くなり、親子が自然に会える社会が実現できるよう活動して参ります。今後とも皆様からのご支援をお願い申し上げます。

【監事：片 哲也】

昨年度に引き続き監事を担当させていただきます。皆さまも感じられていることと思いますが、今後しばらく、私たちを取り巻く環境は変革の時を迎え、予測できない様々な事が起こりうるのではあると思います。その中で、親子ネットが正しい選択・判断が出来るよう、会員の皆さまのご意見も真摯に受け止め、他の運営委員と力を合わせて運営に取り組んで参りたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

親子ネット各チーム・ご挨拶

※名前は五十音順に表記しています。個人情報保護の観点から一部仮名が含まれております。

【全国連絡会（国会・自治体）：眞有 浩一】

親子ネットは、親子断絶防止法 全国連絡会の構成団体であり、その方針に従って活動しています。昨年度は、地域ごとに会員の皆様方と運営委員とが一丸となって組織だった活動を進めることができました。ご協力頂いた会員の方々にはこの場をお借りして深く御礼を申し上げます。今後も組織だった協力体制を組める地域を広げて参りたいと思います。是非ご協力をお願い致します。今年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

他：秋岡一夫、浅井真紀子、新井裕之、有井なみ、飯田琢也、佐々木昇、清水久貴、鈴木裕子、高橋弘之、武田典久、出口きみのぶ、平田晃久、藤田尚寿

【総務：岡野 哲也】

本年度も引き続き総務を担当させて頂くことになりました。昨年後半よりこれまでより多く問い合わせがきており、また内容も深刻なものが多くなってきております。これまで以上に親身に当事者と寄り添う姿勢を大切にして対応していきたいと思ひます。また定例会や講演会の準備及び運営の迅速かつ丁寧な対応を心掛けたいと思ひます。どうかよろしくお願いいたします。

他：新井裕之、大村真治、笠原麻紀、眞有 浩一

【システム：齋藤 雅敏】

引き続き本年度もシステムを担当させて頂くことになりました。皆様のお役に立てる情報を発信できる様にと微力ながら頑張らせて頂きますのでよろしくお願い致します。今年はフレンドリーペアレントルールによる親権者決定の判決や親子断絶防止法等、注目度の高い事案がありますので皆様に吉報をお届けできる様にと日々願っています。

他：齊藤昌宏、島井雄人、平久保善之、藤田尚寿

【広報・イベント：笠原 麻紀】

今年度もイベント企画を担当させて頂きます。ある日突然子供たちと離れてしまい、子育てに忙しかった毎日が急に終わり、時間を持て余したり、無力感で一杯になります。裁判所や弁護士など誰かが助けてくれる、子供と離れてしまっても親には変わりはないし、その責任を果たしたいという当たり前の想いを、理解して、公平な判断が出るものという想定が、叶わない現実と直面した後は、何をすれば打開できるのか、途方にくれる人たちがたくさんいらっしゃいます。親子ネットをみつけて、何かヒントを得られるんじゃないかと思ひて頂いている、親や祖父母の方々に、少しでも有益で、前を向き続ける事が出来るようなイベントを、企画し実行していきたいと思ひています。

他：浅井真紀子、大村真治、武田典久、宮本敏久

【会報：篠田 裕美】

昨年度に引き続き、会報を担当させて頂くことになりました。2016年度も、年4回の会報「引き離し」を発行する予定です。会報を通して、親子ネット・全国連絡会の活動、請願・陳情の進捗状況、親子断絶防止法（仮称）に関わる立法・司法・行政の動向等を、親子ネット会員・関係者の皆様方にご報告して参ります。また、インタビュー記事などの連載も続け、皆様のお役に立てるような情報をお伝えできるよう、チームメンバー一同、頑張っていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願い致します。

他：岡野哲也、大谷格司、齊藤昌宏、鈴木裕子

【会計：平久保 善之】

昨年に続き、会計及び会員管理を担当させていただきます。皆さまよりお預かり致しました会費や寄付金を責任を持って管理させていただきます。よろしくお願いいたします。

他：宮本敏久

【祖父母：中西 アイ子】

今期も祖父母の代表を務めさせて頂く中西アイ子と申します。子どもにとっては、父方母方ともに、多くの親戚や縁者に囲まれ愛されて過ごすことが、子どもの健全な成長につながるのだと思ひています。わたくしのようにな当事者を亡くした者にとって、孫と祖父母の面会交流については、民法に明文化されていなくて、今のところ孫に会う手段がありません。今後は、親子断絶防止法の法案に明記して頂けるように、頑張つて活動をしていきたいと思ひます。

他：野村あつみ

親子ネット新運営委員・ご挨拶

※名前は五十音順に表記しています。個人情報保護の観点から一部仮名が含まれております。

【新運営委員：浅井 真紀子】

今期より、運営委員を務めさせて頂くことになりました。世の中のそこかしこで起こっている、悲しい親子断絶の現実に変革をと心より願い、微力ながら、皆様と共に活動して参りたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

【新運営委員：飯田 琢也】

私にはまだ一度も会ったことがない娘がいます。16年前に、娘と孫を独占したい強欲な元妻の父親により、元妻の里帰り出産中に無理やり夫婦断絶させられました。そんな状態でも裁判所は私に養育費の支払いを命じる一方、二度の裁判を経ても手紙の送付しか認めません。私は多くの人々にこのあまりに滅茶苦茶な人権侵害の実態を知って頂き、普通に親子が親子でいられる国になるよう頑張って活動してゆく所存です。

【新運営委員：清水 久貴】

子どもの連れ去り、親子の断絶等、これまでに聞いた事のない出来事に遭遇し苦労しながらも「親子ネット」ど出会い、皆様に助けられてきました。そして、親の別居や離婚による一番の犠牲者は子どもたちです。これ以上、子どもたちが悲しむ姿を見たくありません。自然な親子交流の実現を目指し、当たり前前の親子の日常を取り戻すべく、微力ではありますが皆様とともに活動して参りたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

【新運営委員：高橋 弘之】

子どもを連れさられ、月1回の面会交流も守られませんでした。離婚すれども自分のような境遇の人は世の中にいないのだろうか？とひとり悩んでいました。そんなときに親子ネットに辿り着いた私は、本当に心が救われました。今年は、運営委員という大役を仰せつかりました。みなさまのお役にたてるよう一生懸命務めさせていただきます。

2016年度は上記4名の新運営委員に加え、祖父母の立場より野村あつみさんが新運営委員として参加されています。今年度は、親子断絶防止法の成立により、新しい時代の到来が期待されています。総勢23名となりました運営委員一同、子ども達の最善の利益が保証される社会を実現させるため、気持ちを新たに、法案の成立に向けて力を尽くしていく所存でございます。会員・関係者の皆様方におかれましては、より一層のご理解とご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

(2016年10月吉日 運営委員一同)

請願・陳情 協力者募集！

親子ネットでは、会員と運営委員が協力し、会員が住んでいる地方議会に対して、以下の2点についての請願・陳情活動を実施しています：①実効性のある面会交流が可能となるよう速やかに法整備を講じるように、国の関係機関に対する意見書の提出、②兵庫県明石市の取り組みを参考に、別居・離婚後の面会交流に対する公的支援策の実施と相談体制の整備

お住まいの地方議会に対して、私たちと一緒に、請願・陳情活動をしてみませんか？ご興味のある方は、親子ネット定例会や掲示板などにて、お近くの運営委員にお問合せください。ご協力をお願いいたします！

岩手県	盛岡市議会
福島県	県議会、いわき市議会
茨城県	茨城県議会、土浦市議会、つくば市議会、阿見町議会
千葉県	千葉県議会、我孫子市議会、柏市議会、鎌ヶ谷市議会、松戸市議会
埼玉県	川口市議会、さいたま市議会
東京都	足立区議会、荒川区議会、板橋区議会、江戸川区議会、大田区議会、葛飾区議会、北区議会、江東区議会、品川区議会、渋谷区議会、新宿区議会、杉並区議会、墨田区議会、世田谷区議会、台東区議会、中央区議会、千代田区議会、豊島区議会、中野区議会、練馬区議会、港区議会、目黒区議会、文京区議会、調布市議会、武蔵野市議会、武蔵村山市議会
神奈川県	川崎市議会

など

上記以外のお住まいの地方議会についても、ご相談ください！

親子ネット主催 講演会開催報告（前編）

親権紛争におけるフレンドリー・ペアレントルール （寛容性の原則）の将来展望

～国内初！千葉家裁による面会交流に寛大な別居親に親権を求めた判決から～

1. はじめに

平成28年6月11日、親子ネットは「親権紛争におけるフレンドリー・ペアレントルール（寛容性の原則）の将来展望 ～国内初！千葉家裁による国会交流に寛大な別居親に親権を求めた判決から～」と題した講演会を豊島区民センターにて開催いたしました。

平成28年3月29日、千葉家庭裁判所松戸支部において、親権者決定に「フレンドリー・ペアレントルール※」を明確に採用した判決が下されました。この訴訟は、夫婦の別居に伴い、幼い娘を妻に連れて行かれ、約5年間面会させてもらえなかった父親が娘の「親権」などを巡って母親と争っていた離婚裁判で、裁判所が父親を親権者と認める判決を出した画期的な決定です。これまで重視されてきた「継続性の原則（子どもが住んでいる環境を変えない方が子どもの福祉に適うという司法判断で、子どもの連れ去り、引き離しを誘発させていた）」から「フレンドリー・ペアレントルール」へ大きく舵を切った今回の司法による判断は、今後の家裁実務にも大きな影響を与えるものと思われます。

本講演会では、講師として、本訴訟代理人である上野晃弁護士、先進諸国の離婚後の諸制度を研究されている小田切紀子教授をお招きしてご講演をいただきました。その後、有識者によるパネルディスカッションにて、今後の「フレンドリー・ペアレントルール」の将来展望を議論いただきましたので、ここにご報告いたします。

2. 基調講演1「千葉家裁松戸支部でのフレンドリー・ペアレント判決に関して」



弁護士 上野 晃 先生

3月29日に千葉家裁松戸支部において、フレンドリー・ペアレント判決が下された際、多くのマスコミに掲載され、反響の大きさに驚いたと同時に、世の中に困っている方・問題とされている方がどれだけ多いかということを実感したと言う上野先生。議連の総会に足を運んだ時、記者の方より「実は私も当事者です。頑張ってください。」と言われ、この判決が待ち望まれていたことを肌で感じられたとのこと。本基調講演において、フレンドリー・ペアレント判決の経緯と意義、そして、今後の展望について、本訴訟の代理人を務められた上野先生よりお話を頂きました。

当事者のみなさんが裁判所の門を叩く時、ほとんどの方は裁判所の正義を信じ、困った人を助けてくれると信じていたはず。しかし、ほぼ全員の裁判官が、目の前の個別事情を見ないまま、金太郎飴のように判決を下しているという不条理を繰り返しています。この背後には裁判所のお役所体質が存在し、裁判官は上の評価を気にするあまり、横並びでない判決を避ける傾向があり、他の裁判官と同じ判決を出してさえいれば、罪の意識を持たなくて済むことを上野先生は指摘されました。

本訴訟において、真の相手とすべきはこの裁判官であり、フレンドリー・ペアレントルールの議論の矛先を裁判官に持っていくことが肝要であったと上野先生は振り返ります。今回の判決は、裁判所が母と子の親子関係に問題があると認定したのではなく、親と子の人間関係を形成することに重きが置かれた結果であると言えます。相手方は、争いにより正しい方が親権を得る必要があると主張していましたが、弁護側にはどちらが正しいという考えはなく、両親が共にしっかりと子どもの成長に関わる必要があるとの主張を続けていました。松戸支部は後者の主張を支持し、子の親権者を決定する上で、両方の親からの愛情をきちんと育む環境を整えているのはどちらであるのかを判断している点が画期的なのです。

今後、当事者のみなさんには「共同養育計画」を作ってもらいたいと言います。離婚後の養育比率が現在の100:0から60:40くらいとなれば、相手に親権を渡しても良いという考えが出やすくなり、無用な争いもなくなると考えられるそうです。

最後に、上野先生は、「世の中は私たちの希望している方向に動くと確信しています。なぜならば、私たちには正義があると考えるからです。」という心強いお言葉にて、ご講演を締め括られました。

※フレンドリー・ペアレントルールって？

離婚に際して同居親（監護親）を決定する際には、別居親の存在を肯定的に子どもに伝えられるか、別居親と子どもの面会交流に協力出来るかなどの寛容性を同居親としての適正と判断される原則。『友好的親条項』あるいは『非監護親に対する寛容性の原則』とも呼ばれ、別居親と友好関係を保てる親を同居親決定の際は優先することを意味している。

親子ネット主催 講演会開催報告（後編）

3. 基調講演2「先進諸国におけるフレンドリー・ペアレントルール」

小田切先生は、親が離婚した子どもをサポートするため、20年ほど前から子ども支援のグループを立ち上げられており、また、ハーグ条約のもとで弁護士と組んで裁判外紛争解決手続（ADR）にも参画されています。今回のご講演では、フレンドリー・ペアレントルールを客観的に見た上で、本ルールが諸外国においてどう取り入れられているか、ご研究された成果をご発表頂きました。

本ルールは素晴らしいものでありますが、だからこそ、子どもの監護権を決める判断材料の1つであり、「子の最善の利益」と同様に適切に利用されるべきと小田切先生は指摘します。本ルールが過大に評価されることにより、DVや児童虐待を行う親に親権が移る恐れがあるからです。日本では、証言のみによりDVが容易に認定される場合がありますが、裁判では事実関係の立証が重要であり、監護者を決める過程で適切にアセスメントすることが本ルールの適用において重要だと述べられました。米国では、DVや児童虐待の事実関係がある場合は本ルールの適用は除外されますので、実証に基づく適切な判断が必要なのです。

諸外国の状況として、米国では共同養育の判断基準の1つとして本ルールが位置づけられており、特に、東海岸・西海岸エリアにおいて運用が進んでいます。イギリスも米国と同様、離婚後の子どもの養育は親の責任、親に会えることは子どもの権利としています。ドイツでは、両親のみならず祖父母や兄弟姉妹との交流も認められることが明文化されており、フランスでは非同居親に訪問権や宿泊権が付与されており、子どもに危険が及ばない限り面会交流を拒否することはできません。

日本に共同養育を浸透させるにあたり、今後、協議離婚の中に親教育プログラムの導入を義務付け、共同養育計画書の作成を促すことがテーマであると言う小田切先生。現在、先生は兵庫県明石市と連携して活動をされていますが、首長が変わると政策が大きく変わることもあるため、政権に左右されずに継続することが大切であり、共同養育の実現に向けた活動の輪を広げて行きたいと決意を新たにされました。



東京国際大学教授 小田切 紀子 先生

4. パネルディスカッション

講演会に引き続き、上野弁護士、小田切先生、弁護士で元衆議院議員の三谷英弘先生、離婚・面会交流コンサルタントのしばはし聡子先生、弁護士の杉山程彦先生をお迎えし、親子ネット代表の佐々木を加えた6人にて、フレンドリー・ペアレントルールを考えるパネルディスカッションを実施いたしました。

本ルールのメリットについて、弁護士の立場からのご意見として、杉山先生からは子どもの連れ去り抑止につながることで、そして、上野先生からは不要な紛争が軽減し、子どもにとっては何のデメリットが無いという点が挙げられました。三谷先生からは、立法に携わった立場から、このようなフレンドリー



左) 小田切紀子先生、中央) 三谷英弘前衆議院議員、右) しばはし聡子先生



左) 親子ネット代表佐々木昇、中央) 杉山程彦弁護士、右) 上野晃弁護士

ペアレント判決が重なることで、司法と立法との距離が縮まり、本ルールを法律に落とし込む可能性が高まるというコメントを頂きました。一方、しばはし先生からは同居親の視点より、子どもに対する影響力の強い同居親こそがフレンドリーペアレントの意義を理解し、自らの責任を果たすことが大切であると主張されました。そして、小田切先生は子どもの心理学的な観点より、子どもの片親阻害を防止するためにも、本ルールに基づいた離婚時の養育計画書の作成と面会交流の実施が必要であると指摘されました。先生方の発言を受け、親子ネット代表の佐々木は当事者の立場より、離婚した元配偶者は子どもの母親であるという認識を持ち続けることが大切であると述べました。

5. おわりに

このたびは、講師、登壇者、親子ネット会員の皆様方より様々な形でご協力を頂き、このように盛大な講演会が開催できましたことを、心より感謝申し上げます。また、講演会の最後には、参議院議員の渡辺喜美先生よりご挨拶をいただきました。ご多用のところ足をお運びくださいました議員の先生方、自治体関係者の皆様をはじめ、ご参加くださいました皆様方に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

（文：親子ネット運営委員 片 哲也・篠田 裕美、写真：親子ネット運営委員 岡野 哲也）



渡辺喜美先生（右から4番目）と登壇者の皆様

親子断絶防止法 議連総会 報告

親子断絶防止議員連盟・三役他

会長 : 保岡 興治 (自民・鹿児島 1 区)
副会長 : 泉 健太 (民主・京都 3 区)
監事 : 漆原 良夫 (公明・比例北陸信越ブロック)
事務局長 : 馳 浩 (自民・石川 1 区)
事務局次長 : 牧原 秀樹 (自民・埼玉 5 区)

議連には上記先生方を含め、40名超の議員の先生方に参加いただいております。

平成 28 年 9 月 27 日に超党派の国会議員による親子断絶防止議員連盟の総会が開催され、いわゆる「親子断絶防止法」に関するヒアリングが実施されました。

「親子断絶防止法」とはかねてから新聞報道(平成 28 年 8 月 17 日付け読売新聞等)もされている通り、「未成年の子どもがいる夫婦が離婚後、親権を持たない側と子どもの定期的な面会を促すこと」を柱とした法案であり、親子ネットとしてもこの法案の早期成立を願ってきました。

議連会長である保岡興治先生からは、「関係者の方々から率直な意見を聞き、法案の方向性につき検討を行い、運用面で問題のない法案に仕上げていきたい」とのお話があり、さらに、「今回の議連総会において条文案の了承を得て各党手続きを経て法案成立を目指す」とのお言葉がありました。

その後、親子ネットのメンバーも所属する親子断絶防止法全国連絡会、以前からこの法案の成立のためご尽力頂いております棚瀬孝雄先生、また、NPO 法人全国女性シェルターネットからの意見聴取が行われました。

各ご意見の内容、議論の詳細につきまして

は、法案成立のため微妙な時期でもあるため本報に於いてご報告することは差し控えさせていただきますが、今回の法案に関して、棚瀬先生からは、「現在、紛争時の面会の方法に明確なルールがない中、大変よく練られた法案であり素晴らしい。」との評価を頂きました。

一方で、立場の違いからか、必ずしも早期成立を求める意見だけではなく、慎重論もあった事をお伝え申し上げます。

最後に幹事長の漆原良夫先生よりご挨拶いただき、閉会となりました。

親子ネットでは、子どもたちの成長の過程で、夫婦の関係を継続できなくなった場合でも、親子の関係を絶やさないことが子どもたちの心身の成長にとって極めて重要であると考えています。

9 月 26 日に召集された第 192 臨時国会での提出を目指すという本法案が、一刻も早く制定され、真に子どもたちの為になる事を願い、結びとさせていただきます。



◆手帳にメモして

■2016年度親子ネット定例会

<日時> 2016年11月19日 (土)

14:00～17:00

<場所> しま南池袋ミーティングルーム
302会議室 / 東京都豊島区南池袋2-34-5 藤和第2ビル 3階

<アクセス> JR池袋駅(東口)より徒歩8分 / 東京メトロ東池袋駅より徒歩4分

<参加費>無料

※別途、参加費がかかりますが、定例会終了後に懇親会を開催いたします。情報交換などにお役立てください。

※詳細は、親子ネットホームページ

(<http://oyakonet.org/>)に掲載されるご案内をご覧ください。

■当事者女性の親睦会

※参加は女性のみとなります事をご了承下さい。

<日時>2016年11月26日(土)

13:30～17:00

(日時等変更になる場合があります。何時からの参加でもOKです。)

<場所> 地域交流センター 神宮前

東京都渋谷区神宮前6丁目10-14

<アクセス> JR 原宿駅 表参道口 徒歩8分 / 東京メトロ千代田線・副都心線 明治神宮前原宿駅 徒歩4分

<参加費> 会場代を参加者の人数で割ります。参加予約は不要です、直接会場にお越しください。親睦会後は懇親会を開催します。懇親会からの参加を希望の方のみ、事前にメールにてお知らせ下さい。

<問合せ> Mail: joshikai@infoseek.jp

■親子ネットNAGANO

<個別相談等> 随時予約を受け付けています。

<学習・相談会> 希望者に案内中(お尋ねください)

<問合せ> Mail: kodomokenri@gmail.com

電話: 050-3468-3743

■くにたち子どもとの交流を求める親の会定例会

<自助活動> 毎月第1/第3木曜日19:30～

<場所> スペースF(国立市中3-11-6)

<問合せ> 042-573-4010(スペースF)

◆マスコミ

平成28年5月11日、静岡新聞、離婚時、親子の面会交流取り決め 超党派議連が法案骨子

平成28年5月11日、産経新聞、親子断絶を防止新法案案了承 超党派議連

平成28年5月13日、日本経済新聞、親権、面会多く認めた方に 家裁支部が異例の判決

平成28年5月18日、BS-TBS、結婚、離婚、単独親権、共同親権～ニッポンの離婚「最大の犠牲者は子供」

平成28年5月20日、日本テレビ、両親が離婚、子どもの親権の「ミカタ」「子どもの利益を一番に」

平成28年6月1日、日刊ゲンダイ、薬物中毒よりつらい清原被告を待つ“もうひとつの地獄”

平成28年6月9日、フジテレビ・とくダネ!、洗脳虐待(面会交流拒否)に対する日米裁判官及び世論の格差

平成28年6月11日、JCASTニュース、親権望んだ「子供連れ去り」を防げ 離婚夫婦が共に子に会える「面会交流」

平成28年6月22日、西日本新聞、【つくられた貧困】ひとり親家庭の貧困率が54.6%に上る背景とは

平成28年7月2日、東洋経済オンライン、離婚後の「子の幸せ」を“第三者”に頼る親たち「面会交流」の現場がいま、様変わりしている

平成28年7月11日、米国大使館、行方不明や搾取された子どもに対する米国の対応

平成28年7月15日、時事通信、「日本は返還執行に弱点」=子の連れ去り問題で報告書-米國務省

平成28年7月19日、PRESIDENT Online、離婚後は子どもの環境を再優先、画期的な「フレンドリーペアレントルール」

平成28年7月20日、yahoo!ニュース、「子どもの貧困対策をするつもりはない」と対策先進市・明石市長が言う理由

平成28年8月9日、弁護士ドットコム、「冤罪DV」の加害者にされ、子どもと引き離される夫たち・・・その実態と課題

平成28年8月17日、読売新聞、離婚後親子の面会促進「断絶防止」法案提出へ

平成28年8月19日、日本時事評論、離婚しても子供の養育は共同責任 子供の争奪戦を招く単独親権の見直しを

平成28年8月20日、産経新聞、離婚で別居する親子の面会を直接支援 兵庫・明石市が9月から試験的に「コーディネート」

平成28年8月21日、BLOGOS、親子断絶防止法が策定された時の備えは出来ているか

平成28年8月23日、土井法律事務所(宮城県)ブログ、【緊急提起】子どもの連れ去り虚偽DVが多発している。

警察の違法、通達違反の民事介入

平成28年8月25日、読売新聞、『離婚訴訟に「共同養育計画」内容認める判決も』

平成28年8月26日、朝日新聞、養育費の書面化、新法案まとまる

平成28年8月26日、静岡新聞、離婚後の親子断絶防止目指し 超党派議連が条文案

平成28年9月13日、朝日新聞、離婚した夫婦間の子ども、引き渡しのルール明文化へ

平成28年9月13日、産経新聞、法制審に民事執行法見直し諮問 子供引き渡しルール明確化へ

◆住所変更時のお願い

- ✓ ご住所やメールアドレス等に変更がございましたら、お手数ですが、お早めに変更手続きをお願いいたします。

Mail: info@oyakonet.org

◆編集後記

涼しい秋の夜長が訪れています、皆様、いかがお過ごしでしょうか。

本来ならば、隣にいないはずの我が子がない夜、普段よりも長く感じられてしまうかもしれません。そんな時は、お子様に対するご自身のお気持ちを綴った、お子様宛のお手紙を書いてみてはいかがでしょうか。長い夜だからこそ、静かに自分の気持ちと向き合い、お子様に対する愛情の確認や、今の心の状態を整理する時間にあててみましょう。

もしかしら、その過程で、我が子に宛てたお手紙を書いていたつもりが、ご自身の内なる想いが触発され、我が子を連れ去られた悲しみや、連れ去った相手に対する憎しみを書き出すことになってしまうかもしれません。でも、それでもいいのです。「書く」という行為は、悲しい時に涙を流すのと同じように、自浄作用があります。ありのままの貴方の思いを、秋の夜長はきっと、受け入れてくれることでしょう。

今号も、皆様の温かいご支援とご協力により、会報「引き離し」第40号を無事に発行できましたことを、心より感謝申し上げます

(親子ネット運営委員 篠田 裕美)

◆引き離し40号・編集委員

■親子ネット運営委員(五十音順)

岡野 哲也、大谷 格司、斉藤 昌宏、佐々木 昇、篠田 裕美、鈴木 裕子

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 会員募集

私たちは、離婚や別居により離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用改善や、親子面会交流への支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。私たちは、共同親権法制化を目指して、地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行っています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。ホームページの運営、会報「引き離し」を定期的に発行しています。一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加下さい。

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: <http://oyakonet.org>